

江戸川区国民保護計画

資 料 編

江戸川区

《資料編 目次》

． 例 規

江戸川区国民保護協議会条例	1
江戸川区国民保護協議会運営規程	2
江戸川区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	3
江戸川区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則	4
江戸川区災害応急対策要綱	17

． 計画本編からの参照等

関係機関の連絡先	19
江戸川区地図	21
町丁別世帯数及び人口報告書	22
年齢別人口報告表（住民基本台帳人口）	26
道路・鉄道の位置	27
特殊標章・身分証明書	28
公用令書等の様式	29
救援の程度及び方法の基準	31
安否省令に規定する様式（第1～5号）	34
被災情報の報告様式	39

． 国民保護関係名簿

江戸川区国民保護協議会委員名簿	40
-----------------	----

参 考

用語集	43
-----	----

規 例

江戸川区国民保護協議会条例

平成十八年三月二十九日

条例第二十七号

(目的)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第四十条第八項の規定に基づき、江戸川区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第二条 協議会の委員の総数は、八十人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第三条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第五条 協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、区長が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和二年七月一五日条例第四〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

江戸川区国民保護協議会運営規程

平成18年7月5日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、江戸川区国民保護協議会条例(平成18年3月江戸川区条例第27号)第7条の規定に基づき、江戸川区国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

3 前項の規定に基づく代理者が出席した場合は、当該代理者を委員とみなす。

(専門委員の出席)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会の記録)

第4条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 協議会の日時及び場所

(2) 出席した委員の職名及び氏名

(3) 議事の件名及び概要並びに議決事項

(4) その他必要と認める事項

(協議会等の公開)

第5条 協議会及び議事録は公開とする。ただし、協議会の決定により非公開とすることができる。

付 則

この規程は、平成18年7月5日から施行する。

江戸川区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成十八年三月二十九日

条例第二十八号

(目的)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第三十一条及び法第百八十三条において準用する法第三十一条の規定に基づき、江戸川区国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及び江戸川区緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第二条 保護本部に国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）、国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

(組織)

第三条 保護本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属する保護本部の職員は、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める。

(職務)

第四条 本部長は、保護本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の保護本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(会議)

第五条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第二十八条第六項の規定により国の職員その他区の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(国民保護現地対策本部)

第六条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は規則で定める。

(江戸川区緊急対処事態対策本部)

第八条 第二条から前条までの規定は、江戸川区緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

江戸川区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則

平成十九年三月三十日規則第三十九号
改正

平成二〇年 四月規則第二五号
平成二一年 三月三十一日規則第三四号
平成二二年 七月 一日規則第四四号
平成二三年 三月三十一日規則第一九号
平成二三年 九月 一日規則第三三三号
平成二四年 三月三〇日規則第四四四号
平成二五年 三月二九日規則第四二二号
平成二六年 三月三十一日規則第五一号
平成二七年 三月三十一日規則第三一號
平成二八年 三月三十一日規則第六八号
平成二九年 三月三十一日規則第三三三號
平成三〇年 三月三〇日規則第四三三號
平成三一年 三月二九日規則第五九號
令和 二年 三月三十一日規則第五〇号

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成十八年三月江戸川区条例第二十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長室の所掌事務)

第二条 本部長室は、次の事項について江戸川区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部（以下「本部」という。）の基本方針を審議策定する。

- 一 本部の配備態勢に関すること。
 - 二 武力攻撃災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - 三 警報及び緊急通報の内容の伝達に関すること。
 - 四 避難指示の伝達及び救援の実施に関すること。
 - 五 区市町村の相互応援に関すること。
 - 六 国民保護等派遣及び応援の要請に関すること。
 - 七 公用令書による特定物資の収用等に関すること。
 - 八 退避の指示、警戒区域の設定及び応急公用負担に関すること。
 - 九 現地対策本部の設置に関すること。
 - 十 避難者の受入れに関すること。
 - 十一 国民保護措置に関する経費の処理方法に関すること。
 - 十二 前各号に掲げるもののほか、重要な国民保護措置に関すること。
- 一部改正〔平成二七年規則三一號〕

(本部長室)

第三条 本部長室は、次の者をもって構成する。

- 一 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）
- 二 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）
- 三 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）

(副本部長)

第四条 副本部長は、担任に係る副区長（以下「担任副区長」という。）、他の副区長及び教育長をもって充てる。

- 2 条例第四条第二項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合の順序は、担任副区長、他の副区長、教育長の順とする。

一部改正〔平成三一年規則五九号〕

（本部員）

第五条 本部員は、次の職にある者をもって充てる。

危機管理室長、経営企画部長、新庁舎・大型施設建設推進室長、総務部長、都市開発部長、環境部長、文化共育部長、生活振興部長、福祉部長、子ども家庭部長、健康部長、土木部長、教育推進課長、区議会事務局長

2 前項に掲げるもののほか、本部長は必要があると認めたときは、職員のうちから本部員を指名する。

一部改正〔平成二〇年規則二五号・二二年四四号・二四年四四号・令和二年五〇号〕

（部）

第六条 本部が設置された場合の部の名称、部長、部長を補佐する者及び分掌事務は、別表第一のとおりとする。

2 部の編成及び分担は、別表第二のとおりとする。ただし別表第三に掲げる職員は、本部長が必要に応じ配属する。

一部改正〔平成三一年規則五九号〕

（雑則）

第七条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則（平成二〇年四月一日規則第二五号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二一年三月三十一日規則第三四号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

付 則（平成二二年七月一日規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二三年三月三十一日規則第一九号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

付 則（平成二三年九月一日規則第三三三号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二四年三月三〇日規則第四四号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

付 則（平成二五年三月二九日規則第四二号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

付 則（平成二六年三月三十一日規則第五一号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

付 則（平成二七年三月三十一日規則第三一号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

付 則（平成二八年三月三十一日規則第六八号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

付 則（平成二九年三月三十一日規則第三三三号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

付 則（平成三〇年三月三〇日規則第四三三号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

付 則（平成三一年三月二九日規則第五九号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

付 則（令和二年三月三十一日規則第五〇号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

名称	部長	補佐	分掌事務
危機管理部	危機管理室長 （経営企画部長） （新庁舎・大型施設建設推進室長） （総務部長）	防災危機管理課長 地域防災課長 危機管理室副参事 企画課長 オリンピック・パラリンピック推進担当課長 都市戦略課長 財政課長 情報政策課長 施設計画課長 新庁舎建設推進担当課長 建設技術課長 秘書課長	（１） 本部に関すること。 （２） 東京都国民保護対策本部との連絡及び情報交換並びに同本部への要請等に関すること。 （３） 関係機関との連絡及び他の部との連絡に関すること。 （４） 広域連携の調整に関すること。 （５） 安否情報の収集、提供及び報告に関すること。 （６） 特殊標章等の交付及び許可に関すること。 （７） 避難実施要領の策定に関すること。 （８） 区民生活の復興に関わる総合調整に関すること。 （９） 受援対策に関すること。 （１０） 国民保護措置関係の予算に関すること。 （１１） 被害情報の収集及び通信連絡に関すること。 （１２） 全庁情報システムネットワークの復旧・維持に関すること。 （１３） その他特命事項に関すること。
広報部	経営企画部長	広報課長	（１） 国民保護に関する広報及び広聴に関すること。 （２） 報道機関との連絡に関すること。 （３） 相談窓口の開設に関すること。 （４） 災害時における他の部の応援に関すること。
総務部	総務部長	総務課長 職員課長 用地経理課長 課税課長 納税課長 会計室長	（１） 国民保護措置関係物品、車両等の調達及び配分に関すること。 （２） 職員の動員及び給与に関すること。 （３） 応急給水に関すること。 （４） 義援金の受領、管理及び配分に関すること。 （５） 国民保護措置に必要な現金及び物品の出納に関すること。 （６） 国民の権利利益の救済に関すること。 （７） 他の部に属さないこと。 （８） 災害時における他の部の応援に関すること。
都市開発部	都市開発部長	都市計画課長 住宅課長 まちづくり調整課長	（１） 庁舎等の防災及び修理に関すること。 （２） 避難所の安全確認及び補強工作に関すること。

		まちづくり推進課長 市街地開発課長 建築指導課長 施設課長 学校建設技術課長	(3) 家屋の被害状況の調査等に関する こと。 (4) 応急危険度判定ボランティアの受 入れ及び配置に関すること。 (5) 復旧計画の立案に関すること。 (6) 帰宅困難者に係る情報収集に関す ること。 (7) 災害時における他の部の応援に関 すること。
環境部	環境部長	環境推進課長 清掃課長	(1) 災害に伴う各種公害調査及び対策 に関すること。 (2) がれき処理に係る関係機関等との 連絡調整に関すること。 (3) ごみ処理及びし尿収集に関するこ と。 (4) 災害時における他の部の応援に関 すること。
文化共育部	文化共育部長	文化課長 健全育成課長 スポーツ振興課長	(1) 避難所補完施設の開設に関するこ と。 (2) 避難者の収容に関すること。 (3) 避難所補完施設の管理及び運営に 関すること。 (4) 帰宅困難者の一時収容及び対応に 関すること。 (5) 地域内輸送拠点の開設及び施設管 理に関すること。 (6) 遺体収容所の開設及び施設管理に 関すること。 (7) 災害時における他の部の応援に関 すること。
生活振興部	生活振興部長	地域振興課長 産業振興課長 住基・個人番号制 度推進課長 区民課長 小松川事務所長 葛西事務所長 小岩事務所長 東部事務所長 鹿骨事務所長	(1) 被災状況の調査に関すること。 (2) 罹(り)災証明書の発行に関するこ と。 (3) 罹災証明書の発行事務の受入れ調 整に関すること。 (4) 救援物資の確保、調達、輸送及び配 分の協力に関すること。 (5) 義援金品の受領、輸送及び配分に関 すること。 (6) 避難所補完施設の開設に関するこ と。 (7) 避難者の収容に関すること。 (8) 避難所補完施設の管理及び運営に 関すること。 (9) 帰宅困難者の一時収容及び対応に 関すること。 (10) 災害時における他の部の応援に関

			すること。
福祉部	福祉部長	福祉推進課長 介護保険課長 障害者福祉課長 生活援護第一課長 生活援護第二課長 生活援護第三課長	(1) 要配慮者の対応に関すること。 (2) 救援物資等の配分に関すること。 (3) 行方不明者の捜索及び遺体の取扱いに関すること。 (4) 福祉ボランティアの受入れ及び配置に関すること。 (5) 避難行動要支援者名簿の運用管理に関すること。 (6) 遺体収容所の開設及び運営に関すること。 (7) 災害時における他の部の応援に関すること。
子ども家庭部	子ども家庭部長	児童相談所長 子育て支援課長 保育課長 児童家庭課長 相談課長 援助課長 一時保護課長	(1) 被災園児等の調査並びに保護及び安全に関すること。 (2) 被災者の救助及び保護に関すること。 (3) 救援物資等の配分に関すること。 (4) 応急保育に関すること。 (5) 保護児童等の安全に関すること。 (6) 保護児童等の相談及び援助に関すること。 (7) 要保護児童等の把握及び保護に関すること。 (8) 災害時における他の部の応援に関すること。
健康部	健康部長	江戸川保健所長 健康推進課長 地域保健課長 健康サービス課長 医療保険課長 保健予防課長 生活衛生課長 医療安全担当課長	(1) 江戸川区災害医療コーディネーターを中心とする東京都との連携体制に関すること。 (2) 医療、助産及び乳幼児救護等に関すること。 (3) 緊急医療救護所及び医療救護受援施設に係る連携調整に関すること。 (4) 重症者の搬送の連絡調整に関すること。 (5) 救急医薬品の確保に関すること。 (6) 医療チーム、医療支援団体等の受入れ及び配置に関すること。 (7) 被災者等のメンタルケアに関すること。 (8) 防疫業務に関すること。 (9) 保健衛生業務に関すること。 (10) 災害時における他の部の応援に関すること。
土木部	土木部長	計画調整課長 施設管理課長 街路橋梁課長	(1) 水防活動に関すること。 (2) 堤防、道路、橋梁等の点検、整備及び復旧に関すること。

		区画整理課長 水とみどりの課長 公園整備担当課長 保全課長	(3) 排水対策に関する事。 (4) 道路、河川等の障害物の除去に関する事。 (5) ライフライン事業者との連絡調整に関する事。 (6) がれき処理及び運搬に関する事。 (7) 災害時における他の部の応援に関する事。
教育部	教育長	教育推進課長 学務課長 指導室長 学校施設課長 教育研究所長	(1) 避難所の開設に関する事。 (2) 避難者の収容に関する事。 (3) 避難所の管理及び運営に関する事。 (4) 避難者の把握に関する事。 (5) 被災幼児、児童及び生徒の調査並びに保護及び安全に関する事。 (6) 応急教育並びに教材及び学用品の調達及び支給に関する事。 (7) 帰宅困難者の一時収容及び対応に関する事。 (8) 災害時における他の部の応援に関する事。
渉外部	区議会事務局長	区議会事務局次長 監査委員事務局長 選挙管理委員会 事務局長	(1) 内外諸団体との連絡調整に関する事。 (2) 災害時における江戸川区災害対策本部及び他の部の応援に関する事。

全部改正〔平成26年規則51号〕、一部改正〔平成27年規則31号・28年68号・29年33号・30年43号・31年59号・令和2年50号〕

別表第2（第6条関係）

部名	本部員	課名	行政組織	分担事務
危機管理部 （危機管理室、経営企画部、新庁舎・大型施設建設推進室及び総務部）	危機管理室長（経営企画部長、新庁舎・大型施設建設推進室長及び総務部長）	危機管理課	防災危機管理課、地域防災課、企画課、オリンピック・パラリンピック推進担当課、都市戦略課、施設計画課、新庁舎建設推進担当課及び建設技術課	(1) 各部からの報告に関する事。 (2) 本部に関する事。 (3) 災害情報の処理及び提供に関する事。 (4) 東京都国民保護対策本部との連絡及び情報交換並びに同本部への要請等に関する事。 (5) 本部指令の伝達に関する事。 (6) 関係機関との連絡及び他の部との連絡に関する事。 (7) 広域連携の調整に関する事。 (8) 安否情報の収集、提供及び報告に関する事。 (9) 区民生活の復興に関わる

				総合調整に関すること。 (10) 特殊標章等の交付及び許可に関すること。 (11) 避難実施要領の策定に関すること。 (12) 協力要請等に関すること。
		受援統括課	防災危機管理課、地域防災課及び企画課	(1) 受援対策に関すること。
		情報政策課	情報政策課	(1) 全庁情報システムネットワークの復旧及び維持に関すること。
		予算課	財政課	(1) 国民保護措置関係予算その他財務に関すること。
		秘書課	秘書課	(1) 本部長の秘書に関すること。
広報部（経営企画部）	経営企画部長	情報課	広報課	(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 国民保護に係る広報及び広聴に関すること。 (3) 報道機関との連絡及び災害情報の発表に関すること。 (4) 放送要請に関すること。 (5) 広報情報の収集に関すること。 (6) 災害時における広聴事務に関すること。 (7) 災害時における相談窓口の設置に関すること。
総務部（総務部及び会計室）	総務部長	総務課	総務課	(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 他の部に属さないこと。 (3) 車両、船艇等の調達に関すること。 (4) 車両、船艇等の配分に関すること。 (5) 庁舎の管理及び維持保全に関すること。 (6) 国民保護に関する文書記録及び災害状況の記録に関すること。 (7) 義援金の受領及び配分に関すること。 (8) 国民の権利利益の救済に関すること。
		職員課	職員課	(1) 職員の動員状況の調査に関すること。

					(2) 職員の配置計画に関する こと。 (3) 他部等への応援に関する こと。 (4) 職員の給与に関する こと。 (5) 職員の給食に関する こと。 (6) 職員の公務災害及び保健 衛生に関する こと。
		用度課		用地経理課	(1) 国民保護措置に必要な物 資等の調達に関する こと。 (2) 国民保護措置に必要な物 資等の検収に関する こと。 (3) 応急仮設住宅建設用地等 の確保に関する こと。
		会計課		会計室	(1) 国民保護措置関係用品の 出納保管に関する こと。 (2) 支払予定調書の作成に 関する こと。 (3) 現金及び物品の出納保管 に関する こと。 (4) 義援金の管理に 関する こと。
		給水課	一課 二課	課税課 納税課	(1) 給水計画に関する こと。 (2) 応急給水に関する こと。
都市開発部 (都市開発 部)	都市開発部 長	建築庶務 課	一課	都市計画課及び 市街地開発課	(1) 部内の連絡調整に 関する こと。 (2) 家屋の被害状況調査等 に 関する こと。 (3) 他部等への応援に 関する こと。 (4) 帰宅困難者に係る情 報収 集に 関する こと。 (5) 復旧計画の立案に 関する こと。
			二課	住宅課	
			三課	まちづくり調整 課	
			四課	まちづくり推進 課	
		建築調査課		建築指導課	(1) 公共用建築物等の被害 状 況の調査に 関する こと。 (2) 応急危険度判定ボラン テ ィアの受入れ及び配置に 関する こと。
		営繕課	一課 二課	施設課 学校建設技術課	(1) 公共用建築物等の被害 状 況の調査に 関する こと。 (2) 避難所の安全確認及び 補 強工作に 関する こと。 (3) 庁舎等の点検及び修理 並 びに民間家屋等の応急修理 に 関する こと。
環境部(環境	環境部長	環境庶務課	環境推進課	(1) 部内の連絡調整に 関する	

部)				こと。 (2) 危機管理部への応援に関すること。 (3) 災害に伴う各種公害調査及び対策に関すること。
		清掃課	清掃課	(1) 清掃・リサイクル処理の調整及び調査に関すること。 (2) がれき処理に係る関係機関等との連絡調整に関すること。 (3) ごみ処理及びし尿収集に関すること。
文化共育部 (文化共育部)	文化共育部長	文化課		(1) 避難所補完施設の管理及び運営に関すること。 (2) 地域内輸送拠点の開設及び施設管理に関すること。
		収容課	一課 二課 健全育成課 スポーツ振興課	(1) 避難所補完施設の開設に関すること。 (2) 避難者の収容に関すること。 (3) 帰宅困難者の一時収容及び対応に関すること。 (4) 地域内輸送拠点の開設及び施設管理に関すること。 (5) 遺体収容所の開設及び施設管理に関すること。
生活振興部 (生活振興部)	生活振興部長	生活課		(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 被災状況の調査計画に関すること。 (3) 義援金品の受領、輸送及び配分に関すること。 (4) 災害見舞金品の配分計画に関すること。 (5) 日赤奉仕団等の協力要請に関すること。
		物資課		(1) 地域内輸送拠点の開設及び運営に関すること。 (2) 救援物資の確保及び調達に関すること。 (3) 救援物資等の輸送に関すること。
		応急対策課	一課	(1) 地域活動拠点の庶務に関すること。 (2) 罹災証明書の発行に関すること。 (3) 罹災証明書の発行事務の
			二課	
			三課	
			四課	
			五課	

			六課	鹿骨事務所	受入れ調整に関すること。 (4) 災害状況の調査に関すること。 (5) 避難所補完施設の開設に関すること。 (6) 避難所補完施設の管理及び運営に関すること。 (7) 帰宅困難者の一時収容及び対応に関すること。 (8) 避難者の収容及び誘導に関すること。 (9) 救援物資等の輸送に対する協力に関すること。 (10) 救援物資の配分に対する協力に関すること。 (11) 災害見舞金品及び義援金品の配分に関すること。 (12) 地域内輸送拠点の開設支援に関すること。 (13) 安否情報の提供に関すること。
福祉部（福祉部）	福祉部長	福祉庶務課		福祉推進課	(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 救援物資等の配分に関すること。 (3) 要配慮者の対応に関すること。 (4) 福祉ボランティアの受入れ及び配置に関すること。 (5) 避難行動要支援者名簿の運用管理に関すること。
		救助課	一課	介護保険課	(1) 要配慮者の対応に関すること。 (2) 二次避難所の開設及び運営に関すること。 (3) 救援物資等の配分に関すること。
			二課	障害者福祉課	
			三課	生活援護第一課	(1) 行方不明者の捜索及び遺体の取扱いに関すること。 (2) 遺体収容所の開設及び運営に関すること。
			四課	生活援護第二課	
			五課	生活援護第三課	
子ども家庭部（子ども家庭部）	子ども家庭部長	児童援護課	一課	子育て支援課	(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 被災園児等の調査並びに保護及び安全に関すること。 (3) 救助、保護及び給食の計画に関すること。
			二課	保育課	
			三課	児童家庭課	

		児童保護課			(4) 救援物資等の配分に関すること。 (5) 応急保育に関すること。
			一課	相談課	(1) 保護児童等の安全に関すること。
			二課	援助課	(2) 保護児童等の相談及び援助に関すること。
			三課	一時保護課	(3) 要保護児童等の把握及び保護に関すること。
健康部（健康部）	健康部長	健康庶務課		健康推進課	(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 江戸川区災害医療コーディネーターを中心とする東京都との連携体制に関すること。 (3) 緊急医療救護所及び医療救護受援施設に係る連携調整に関すること。 (4) 救急医薬品の確保及び配分に関すること。 (5) 医療施設との連絡調整に関すること。 (6) 江戸川区医師会及び東京都福祉保健局との連絡に関すること。 (7) 医療チーム、医療支援団体等の受入れ及び配置に関すること。
		保健衛生課	一課	地域保健課	(1) 医療救護所の開設に関すること。
			二課	健康サービス課	(2) 医療、助産及び乳幼児の救護に関すること。
			三課	医療保険課	(3) 重症者の搬送に関すること。
			四課	保健予防課	(4) 衛生活動班との連絡調整に関すること。
			五課	生活衛生課	(5) 保健衛生業務に関すること。
			六課	医療安全担当課	(6) 救急医薬品の確保及び配分に関すること。 (7) 被災者等のメンタルケアに関すること。 (8) 防疫業務及びその指導に関すること。 (9) 食品監視に関すること。 (10) 所管区域内における乳幼児救護に関すること。
土木部（土木部）	土木部長	土木庶務課		計画調整課	(1) 部内の連絡調整に関する

部)					こと。 (2) 土木及び建設事業者との連絡に関すること。 (3) 河川情報の収集に関すること。 (4) 土木作業の応援に関すること。 (5) ライフライン事業者との連絡に関すること。 (6) 物資等の輸送計画に関すること。 (7) 防疫作業の実施に関すること。
		工務課	一課 二課 三課 四課 五課 六課	施設管理課 街路橋梁課 区画整理課 水とみどりの課 公園整備担当課 保全課	(1) 水防活動に関すること。 (2) 資材器具等の出納保管に関すること。 (3) 水防対策の資材収集に関すること。 (4) 道路、橋梁等の点検整備、復旧及び障害物の除去に関すること。 (5) 堤防、河川等の点検整備、復旧及び障害物の除去に関すること。 (6) 内水の排除に関すること。 (7) 下水道の点検整備復旧及び障害物の除去に関すること。 (8) がれき処理及び運搬に関すること。
教育部（教育委員会事務局）	教育推進課長	教育・収容課	一課 二課 三課 四課	教育推進課 学務課 指導室 学校施設課	(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 避難所の収容計画に関すること。 (3) 避難所の管理及び運営に関すること。 (4) 避難所の開設に関すること。 (5) 避難者の収容に関すること。 (6) 避難者の把握に関すること。 (7) 帰宅困難者の一時収容及び対応に関すること。 (8) 被災幼児、児童及び生徒の調査並びに保護及び安全に関すること。 (9) 応急教育並びに教材及び

					学用品の調達及び支給に関する こと。
渉外部（区議 会事務局、監 査委員事務局 及び選挙管理 委員会事務 局）	区議会事務 局長	渉外庶務課		区議会事務局	(1) 部内の連絡調整に関する こと。 (2) 内外諸団体との連絡調整 に関すること。
		渉外課	一課 二課	監査委員事務局 選挙管理委員会 事務局	(1) 内外諸団体との連絡調整 に関すること。 (2) 江戸川区災害対策本部の 事務的支援に関すること。

全部改正〔平成26年規則51号〕、一部改正〔平成27年規則31号・28年68号・29年33号・30年43号・
31年59号・令和2年50号〕

別表第3（第6条関係）

環境部の長の命により配備につく者	認定特定非営利活動法人えどがわエコセンタ ーに派遣された職員
文化共育部の長の命により配備につく者	公益財団法人えどがわボランティアセンター に派遣された職員 江戸川総合人生大学推進室の職員 共育プラザの職員 子ども未来館の職員
生活振興部の長の命により配備につく者	地域施設系の職員 消費者センターの職員
福祉部の長の命により配備につく者	公益社団法人シルバー人材センター江戸川区 高齢者事業団に派遣された職員 社会福祉法人江戸川区社会福祉協議会に派遣 された職員
子ども家庭部の長の命により配備につく者	保育園の職員 育成室の職員
土木部の長の命により配備につく者	公益財団法人えどがわ環境財団に派遣された 職員
教育部の長の命により配備につく者	区立小中学校・幼稚園の職員 すくすくスクールの職員 文化財系の職員 教育研究所の職員

全部改正〔平成26年規則51号〕、一部改正〔平成28年規則68号・29年33号・令和2年50号〕

江戸川区災害応急対策要綱

昭和63年 6 月28日適用

〔注〕平成19年 4 月から改正経過を注記した。

改正

平成13年 4 月 1 日施行

平成15年 1 月22日施行

平成15年 6 月 1 日施行

平成19年 4 月 1 日

平成20年11月19日整理番号第29号

平成23年 4 月 1 日要綱第39号

平成24年 4 月 1 日要綱第 6 号

平成27年 4 月 1 日要綱第65号

平成30年 4 月 1 日要綱第40号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、江戸川区災害対策本部条例（昭和38年 7 月江戸川区条例第16号。以下「条例」という。）に基づく江戸川区災害対策本部（以下「本部」という。）及び江戸川区水防本部業務要綱（昭和63年 6 月28日適用）に基づく江戸川区水防本部の設置に至らない災害の発生又は発生するおそれがある場合における応急対策の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成19年 4 月 1 日・平成23年要綱39号・27年65号〕

（定義）

第 2 条 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第 2 条第 1 号に定める災害をいう。

（情報連絡態勢の発令）

第 3 条 危機管理室長は、江戸川区（以下「区」という。）の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模が本部を設置するに至らない程度のものであるときは、状況に応じて、災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡を主として、情報連絡態勢を発令するものとする。

2 発令の時期は、次に掲げるいずれかの場合とする。

ア 気象庁発表が震度 5 弱を記録した場合

イ 気象庁により気象警報が発せられた場合

ウ 危機管理室長又は各部長より情報収集の必要を認める要請があった場合

3 情報連絡態勢は、危機管理室長の指名する職員をもって構成し、その職務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

ア 危機管理室長の職務 情報連絡態勢の事務を総括する。

イ 防災危機管理課長及び地域防災課長の職務 危機管理室長を補佐し、危機管理室長に事故あるときはその職務を代理するとともに、上司の指示を受け、課の事務を掌理する。

ウ 職員の職務 上司の指示を受け、事務に従事する。

4 危機管理室長は、区の地域について災害の発生するおそれが解消したと認めたときは情報連絡態勢を解除するものとする。

5 江戸川区長（以下「区長」という。）は、区の地域に災害が発生し、又は発生するおそれが高まった場合、上位態勢への移行を発令するものとする。

6 情報連絡態勢は、本部、江戸川区水防本部その他の上位態勢（以下「本部等」という。）が設置又は発令された場合は、それぞれの本部等に統合されるものとする。

7 危機管理室長は、災害の状況その他必要があると認めるときは、各部の部長と協議の上、特定の部に対して情報連絡態勢の指令を発令することができる。

一部改正〔平成19年 4 月 1 日・平成20年整理番号29号・23年要綱39号・24年 6 号・27年65号・30年40号〕

（措置）

第4条 危機管理室長は、情報連絡態勢の発令を受けたときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 災害に対処できるよう職員を所定の部署に配置すること。
 - (2) 職員の参集方法及び交代方法を周知徹底させること。
 - (3) 高次の非常配備態勢に応ずる職員の配置に移行できる処置を講ずること。
- 一部改正〔平成27年要綱65号〕

(職員の服務)

第5条 職員は、情報連絡態勢が発令された場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に災害に対する情報及び指示に注意すること。
 - (2) 不急の行事、会議、出張等中止すること。
 - (3) 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。
 - (4) 常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること。
 - (5) 配備態勢が発令されたときは、万難を排して参集すること。
- 2 職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は応急対策活動に支障を来すことのないよう注意しなければならない。

一部改正〔平成24年要綱6号・27年65号〕

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和63年6月28日から適用する。
- 2 防災初動態勢運営要領（昭和52年4月26日区長決裁）は、廃止する。

付 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年11月19日整理番号第29号）

この要綱は、平成20年11月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付 則（平成23年4月1日要綱第39号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年4月1日要綱第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年4月1日要綱第65号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成30年4月1日要綱第40号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

. 計画本編からの参照等

関 係 機 関 の 連 絡 先

(令和 2 年 1 0 月 2 6 日現在)

【指定地方行政機関】

名 称	所 在 地	電 話
東京国道事務所	千代田区九段南 1-2-1	(3512)9090
荒川下流河川事務所	北区志茂 5-41-1	(3902)2311
江戸川河川事務所	野田市宮崎 134	04(7125)7436
東京海上保安部	江東区青海 2-7-11	(5564)2021

【自衛隊】

名 称	所 在 地	電 話
陸上自衛隊第一普通科連隊	練馬区北町 4-1-1	(3933)1161

【東京都（警察・消防を含む）】

名 称	所 在 地	電 話
東京都第五建設事務所	葛飾区東新小岩 1 -14-11	(3692)4574
東京都江東治水事務所		(3692)4832
東京水道(株)水道局江戸川営業所	江戸川区松江 5-4-12	(5661)5085
下水道局東部第二下水道事務所	葛飾区小菅 1-2-1	(5680)1268
交通局馬喰駅務管区	中央区日本橋横山町 4-13	(3661)4561
交通局江戸川自動車営業所	江戸川区中葛西 4-9-11	(3687)9073
警視庁第七方面本部	江東区新木場 4-2-31	(3521)9148
小松川警察署	江戸川区松島 1-19-22	(3674)0110
葛 西警察署	〃 東葛西 6-39-1	(3687)0110
小 岩警察署	〃 東小岩 6-9-17	(3671)0110
東京消防庁第七消防方面本部	江東区森下 5-1-4	(3633)0119
江戸川消防署	江戸川区中央 2-9-13	(3656)0119
葛 西消防署	〃 中葛西 1-29-1	(3689)0119
小 岩消防署	〃 鹿骨 2-42-11	(3677)0119
江戸川消防団	〃 中央 2-9-13	(3656)0119
葛 西消防団	〃 中葛西 1-29-1	(3689)0119
小 岩消防団	〃 鹿骨 2-42-11	(3677)0119

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

名 称	所 在 地	電 話
日本郵便(株)江戸川郵便局	江戸川区松島 1-19-24	(3653) 9374
日本郵便(株)小岩郵便局	" 南小岩 8-1-10	(3671)6397
日本郵便(株)葛西郵便局	" 中葛西 1-3-1	(3877) 0065
JR 新小岩保線技術センター	葛飾区新小岩 1-5-3	(5607)1314
東京電力パワーグリッド(株) 江東支社	江東区大島 3-4-5	(6375)1553
N T T 東日本 東京事業部東京東支店	台東区上野 5-24-11	(5688)9170
東京ガス(株)東部導管事業部 東部計画推進部	荒川区南千住 3-13-1	(3633)4993
東日本高速道路(株) 関東支社千葉管理事務所	千葉市稲毛区長沼原町 177	043(259)5221
首都高速道路(株) 東京東局土木保全部	中央区日本橋箱崎町 43-5	(5640)4854
(一社)江戸川区医師会	江戸川区中央 4-24-14	(3652)3166
(一社)東京都トラック協会 江戸川支部	" 西葛西 7-28-8	(5674)1211
東京地下鉄(株)浦安駅務管区	浦安市北栄 1-13-1	047(351)6331
京成電鉄(株)京成高砂駅	葛飾区高砂 5-28-1	(3607)1144

【東京都及び近隣区市の国民保護担当部署】

名 称	所 在 地	電 話
東京都総合防災部防災管理課	新宿区西新宿 2-8-1	(5388)2452
葛飾区地域振興部生活安全課	葛飾区立石 5-13-1	(5654)8596
江東区危機管理室(総務部) 危機管理課	江東区東陽 4-11-28	(3647)9382
墨田区都市計画部危機管理担当 安全支援課	墨田区吾妻橋 1-23-20	(5608)6199
足立区総合防災対策室災害対策課	足立区中央本町 1-17-1	(3880)5836
市川市危機管理室危機管理課	市川市八幡 1-1-1	047(712)8563
浦安市総務部危機管理課	浦安市猫実 1-1-1	047(712)6897
松戸市総務部危機管理課	松戸市根本 387 番地の 5	047(366)7309

江戸川区地図



町丁別世帯数及び人口報告書

区市町村名 江戸川区

令和2年4月1日

地 域 (町 丁 名)	世 帯 数	人 口		
		総 数	男	女
総 数	346,887	699,776	352,851	346,925
小松川 1丁目	2,577	5,425	2,626	2,799
2丁目	2,097	4,685	2,150	2,535
3丁目	1,830	4,648	2,259	2,389
4丁目	645	1,296	662	634
平 井 1丁目	1,962	3,507	1,790	1,717
2丁目	2,172	4,069	2,057	2,012
3丁目	3,411	5,600	2,644	2,956
4丁目	3,788	7,191	3,607	3,584
5丁目	2,672	4,350	2,188	2,162
6丁目	3,967	6,889	3,554	3,335
7丁目	4,199	9,380	4,622	4,758
中 央 1丁目	1,857	3,826	1,888	1,938
2丁目	2,235	4,463	2,256	2,207
3丁目	1,262	2,670	1,324	1,346
4丁目	1,740	3,457	1,753	1,704
松 島 1丁目	1,634	3,414	1,719	1,695
2丁目	1,992	4,201	2,141	2,060
3丁目	3,448	6,377	3,253	3,124
4丁目	2,597	4,547	2,427	2,120
松 江 1丁目	1,157	2,489	1,285	1,204
2丁目	2,126	4,613	2,331	2,282
3丁目	1,102	2,300	1,140	1,160
4丁目	1,407	3,353	1,658	1,695
5丁目	1,672	3,540	1,814	1,726
6丁目	583	1,171	604	567
7丁目	1,886	4,174	2,104	2,070
東小松川 1丁目	826	1,658	817	841
2丁目	1,520	3,200	1,576	1,624
3丁目	1,354	2,812	1,423	1,389
4丁目	2,043	4,078	2,118	1,960
小 計	61,761	123,383	61,790	61,593

地 域 (町 丁 名)	世 帯 数	人 口		
		総 数	男	女
西小松川町	1,653	3,302	1,740	1,562
西一之江 1丁目	793	1,765	939	826
2丁目	859	2,003	1,002	1,001
3丁目	1,859	4,115	2,142	1,973
4丁目	912	1,836	842	994
一 之 江 町	351	851	412	439
一之江 1丁目	650	1,545	809	736
2丁目	818	1,794	954	840
3丁目	1,618	2,775	1,436	1,339
4丁目	1,089	2,062	1,038	1,024
5丁目	1,017	2,378	1,189	1,189
6丁目	1,551	3,636	1,764	1,872
7丁目	2,623	5,115	2,449	2,666
8丁目	714	1,403	686	717
二 之 江 町	338	741	373	368
春江町 1丁目	474	807	403	404
2丁目	2,075	4,700	2,408	2,292
3丁目	2,387	4,935	2,465	2,470
4丁目	614	1,524	732	792
5丁目	2,124	4,754	2,384	2,370
東瑞江 1丁目	1,222	2,268	1,118	1,150
2丁目	1,441	3,121	1,584	1,537
3丁目	1,231	2,574	1,259	1,315
西瑞江 3丁目	4,187	8,143	4,201	3,942
4丁目	1,721	3,496	1,646	1,850
5丁目	1,668	3,649	1,810	1,839
小 計	35,989	75,292	37,785	37,507

町丁別世帯数及び人口報告書

区市町村名 江戸川区

令和2年4月1日

地 域 (町 丁 名)	世 帯 数	人 口		
		総 数	男	女
総 数				
江戸川 1丁目	2,485	5,141	2,551	2,590
2丁目	2,774	6,056	3,013	3,043
3丁目	1,860	3,707	1,877	1,830
4丁目	649	1,296	699	597
5丁目	1,928	4,033	2,054	1,979
6丁目	1,889	4,127	2,016	2,111
東小岩 1丁目	1,922	4,102	2,059	2,043
2丁目	770	1,689	863	826
3丁目	1,437	2,815	1,420	1,395
4丁目	1,754	3,464	1,661	1,803
5丁目	2,071	3,783	1,850	1,933
6丁目	1,804	3,262	1,616	1,646
西小岩 1丁目	3,276	5,599	2,765	2,834
2丁目	1,304	2,219	1,148	1,071
3丁目	2,885	5,291	2,576	2,715
4丁目	1,751	3,282	1,637	1,645
5丁目	2,168	3,879	1,962	1,917
南小岩 1丁目	1,006	2,179	1,094	1,085
2丁目	1,716	3,499	1,695	1,804
3丁目	1,762	3,401	1,736	1,665
4丁目	1,597	3,255	1,634	1,621
5丁目	2,032	3,891	1,955	1,936
6丁目	2,393	4,016	2,014	2,002
7丁目	3,234	5,613	2,787	2,826
8丁目	2,143	3,632	1,838	1,794
北小岩 1丁目	1,311	2,331	1,143	1,188
2丁目	2,897	5,453	2,695	2,758
3丁目	1,340	2,570	1,310	1,260
4丁目	2,339	4,572	2,346	2,226
小 計	56,497	108,157	54,014	54,143

地 域 (町 丁 名)	世 帯 数	人 口		
		総 数	男	女
北小岩 5丁目	1,746	3,091	1,521	1,570
6丁目	2,499	4,712	2,409	2,303
7丁目	1,481	3,221	1,617	1,604
8丁目	1,633	3,634	1,793	1,841
鹿 骨 町	61	143	83	60
鹿 骨 1丁目	1,826	3,740	1,929	1,811
2丁目	1,601	3,423	1,800	1,623
3丁目	733	1,612	823	789
4丁目	1,261	2,785	1,436	1,349
5丁目	1,415	2,987	1,547	1,440
6丁目	309	662	310	352
興 宮 町	1,511	3,116	1,574	1,542
篠崎町 1丁目	1,859	3,603	1,788	1,815
2丁目	2,164	4,492	2,230	2,262
3丁目	1,627	3,858	1,929	1,929
4丁目	2,343	4,971	2,526	2,445
5丁目	898	1,987	988	999
6丁目	1,215	2,573	1,306	1,267
7丁目	2,274	4,533	2,276	2,257
8丁目	336	617	315	302
東篠崎 1丁目	1,014	1,993	841	1,152
2丁目	178	552	282	270
西篠崎 1丁目	627	1,224	620	604
2丁目	1,088	2,181	1,121	1,060
南篠崎町 1丁目	1,964	4,599	2,303	2,296
小 計	33,663	70,309	35,367	34,942

町丁別世帯数及び人口報告書

区市町村名 江戸川区

令和2年4月1日

地 域 (町 丁 名)	世 帯 数	人 口		
		総 数	男	女
総 数				
南篠崎町 2丁目	1,792	3,925	1,949	1,976
3丁目	1,219	2,225	1,057	1,168
4丁目	1,972	4,522	2,345	2,177
5丁目	1,781	4,086	1,949	2,137
下 篠 崎 町	1,270	2,562	1,295	1,267
船 堀 1丁目	2,570	4,756	2,208	2,548
2丁目	2,114	4,102	2,068	2,034
3丁目	2,763	6,173	2,984	3,189
4丁目	1,558	3,458	1,669	1,789
5丁目	1,489	3,100	1,574	1,526
6丁目	1,258	2,584	1,307	1,277
7丁目	1,441	3,061	1,494	1,567
宇 喜 田 町	2,004	4,371	2,213	2,158
新 堀 1丁目	1,044	2,634	1,390	1,244
2丁目	931	1,981	1,046	935
東葛西 1丁目	2,742	5,393	2,799	2,594
2丁目	2,255	3,562	1,987	1,575
3丁目	617	1,112	607	505
4丁目	3,231	6,209	3,347	2,862
5丁目	4,774	8,009	4,215	3,794
6丁目	4,656	7,716	4,057	3,659
7丁目	1,909	3,484	1,783	1,701
8丁目	2,681	5,408	2,915	2,493
9丁目	1,725	4,404	2,214	2,190
西葛西 1丁目	1,380	2,659	1,404	1,255
2丁目	4,025	10,186	5,017	5,169
3丁目	4,385	9,109	4,404	4,705
4丁目	1,878	4,062	1,919	2,143
5丁目	2,898	5,414	2,680	2,734
6丁目	3,555	5,808	2,998	2,810
小 計	67,917	136,075	68,894	67,181

地 域 (町 丁 名)	世 帯 数	人 口		
		総 数	男	女
西葛西 7丁目	2,725	4,667	2,495	2,172
8丁目	2,354	4,392	2,214	2,178
南葛西 1丁目	1,389	2,987	1,520	1,467
2丁目	2,795	5,358	2,957	2,401
3丁目	3,022	6,433	3,272	3,161
4丁目	1,803	3,810	1,968	1,842
5丁目	2,688	6,341	3,183	3,158
6丁目	2,558	5,982	3,047	2,935
7丁目	1,590	3,535	1,661	1,874
北葛西 1丁目	1,646	3,221	1,664	1,557
2丁目	2,848	5,752	2,996	2,756
3丁目	472	1,032	528	504
4丁目	2,735	6,370	3,109	3,261
5丁目	1,640	3,604	1,841	1,763
中葛西 1丁目	3,342	6,382	3,254	3,128
2丁目	2,005	3,659	1,965	1,694
3丁目	3,792	5,577	3,020	2,557
4丁目	1,980	3,523	1,849	1,674
5丁目	4,014	7,533	3,719	3,814
6丁目	1,963	3,477	1,915	1,562
7丁目	2,894	5,383	2,851	2,532
8丁目	2,015	3,347	1,793	1,554
清新町 1丁目	4,541	10,969	5,398	5,571
2丁目	1,639	3,541	1,603	1,938
臨海町 1丁目	1,028	2,171	1,216	955
小 計	59,478	119,046	61,038	58,008

町丁別世帯数及び人口報告書

区市町村名 江戸川区

令和2年4月1日

地 域 (町 丁 名)	世 帯 数	人 口		
		総 数	男	女
総 数				
臨海町 2丁目	1,041	2,451	1,111	1,340
3丁目	0	0	0	0
4丁目	100	110	98	12
5丁目	1,027	2,730	1,281	1,449
6丁目	0	0	0	0
大 杉 1丁目	1,070	2,396	1,225	1,171
2丁目	852	1,920	916	1,004
3丁目	649	1,523	779	744
4丁目	872	2,035	1,033	1,002
5丁目	1,467	3,269	1,643	1,626
松 本 1丁目	1,131	2,412	1,207	1,205
2丁目	895	1,977	971	1,006
上一色 1丁目	686	1,389	717	672
2丁目	905	1,705	903	802
3丁目	758	1,424	744	680
本一色 1丁目	2,520	5,086	2,596	2,490
2丁目	1,089	2,289	1,089	1,200
3丁目	1,830	3,731	1,948	1,783
瑞 江 1丁目	1,774	3,600	1,842	1,758
2丁目	1,818	3,450	1,736	1,714
3丁目	837	1,795	899	896
4丁目	938	1,944	934	1,010
北篠崎 1丁目	409	1,041	538	503
2丁目	1,410	3,383	1,703	1,680
上篠崎 1丁目	735	1,498	815	683
2丁目	1,341	2,749	1,390	1,359
3丁目	1,087	2,164	1,115	1,049
4丁目	1,544	3,209	1,622	1,587
谷河内 1丁目	486	1,099	545	554
2丁目	882	2,057	1,041	1,016
東松本 1丁目	852	1,820	894	926
2丁目	577	1,258	628	630
小 計	31,582	67,514	33,963	33,551

年 齢 別 人 口 報 告 表

(住民基本台帳人口)

区市町村名 江戸川区

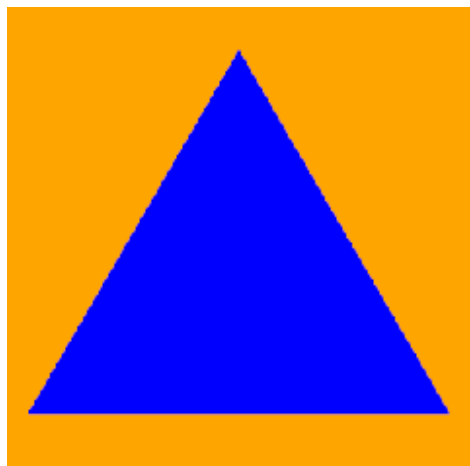
令和2年4月1日

年 齢	総 数	男	女	年 齢	総 数	男	女	年 齢	総 数	男	女	
総 数	699,776	352,851	346,925									
0～4歳	28,949	14,857	14,092	35～39歳	47,980	25,073	22,907	70～74歳	37,255	17,849	19,406	0～14
0	5,478	2,835	2,643	35	9,715	5,094	4,621	70	8,272	4,059	4,213	89,034
1	5,784	2,957	2,827	36	9,761	5,094	4,667	71	8,379	4,063	4,316	15～64
2	5,783	3,005	2,778	37	9,635	5,007	4,628	72	8,968	4,316	4,652	463,109
3	5,967	3,066	2,901	38	9,435	4,945	4,490	73	6,829	3,146	3,683	65～
4	5,937	2,994	2,943	39	9,434	4,933	4,501	74	4,807	2,265	2,542	147,633
5～9	29,882	15,315	14,567	40～44	52,038	27,043	24,995	75～79	32,364	14,280	18,084	
5	6,009	3,065	2,944	40	9,879	5,094	4,785	75	5,962	2,724	3,238	
6	5,987	3,040	2,947	41	10,104	5,232	4,872	76	6,954	3,137	3,817	
7	6,016	3,073	2,943	42	10,448	5,463	4,985	77	6,526	2,827	3,699	
8	5,866	2,981	2,885	43	10,622	5,449	5,173	78	6,812	2,994	3,818	
9	6,004	3,156	2,848	44	10,985	5,805	5,180	79	6,110	2,598	3,512	
10～14	30,203	15,407	14,796	45～49	62,157	32,263	29,894	80～84	23,911	9,803	14,108	
10	5,905	3,037	2,868	45	11,915	6,233	5,682	80	5,148	2,188	2,960	
11	6,152	3,052	3,100	46	12,485	6,470	6,015	81	4,560	1,930	2,630	
12	6,171	3,125	3,046	47	12,495	6,437	6,058	82	5,019	2,012	3,007	
13	6,042	3,173	2,869	48	12,816	6,623	6,193	83	4,582	1,880	2,702	
14	5,933	3,020	2,913	49	12,446	6,500	5,946	84	4,602	1,793	2,809	
15～19	33,143	16,675	16,468	50～54	56,233	29,582	26,651	85～89	13,890	5,134	8,756	
15	6,068	3,059	3,009	50	12,232	6,393	5,839	85	3,719	1,457	2,262	
16	6,290	3,146	3,144	51	12,246	6,427	5,819	86	3,140	1,196	1,944	
17	6,439	3,256	3,183	52	11,790	6,133	5,657	87	2,918	1,028	1,890	
18	6,810	3,479	3,331	53	9,696	5,082	4,614	88	2,236	821	1,415	
19	7,536	3,735	3,801	54	10,269	5,547	4,722	89	1,877	632	1,245	
20～24	44,240	22,693	21,547	55～59	43,460	23,441	20,019	90～94	5,265	1,434	3,831	
20	7,912	3,974	3,938	55	10,063	5,418	4,645	90	1,530	448	1,082	
21	8,014	4,090	3,924	56	9,308	5,002	4,306	91	1,285	370	915	
22	9,139	4,674	4,465	57	8,699	4,661	4,038	92	984	256	728	
23	9,648	5,033	4,615	58	8,036	4,337	3,699	93	803	208	595	
24	9,527	4,922	4,605	59	7,354	4,023	3,331	94	663	152	511	
25～29	46,198	24,027	22,171	60～64	32,368	17,061	15,307	95～99	1,295	229	1,066	
25	9,851	5,105	4,746	60	6,983	3,740	3,243	95	431	80	351	
26	9,156	4,844	4,312	61	6,849	3,676	3,173	96	322	68	254	
27	9,246	4,817	4,429	62	6,267	3,243	3,024	97	254	36	218	
28	8,912	4,636	4,276	63	6,118	3,235	2,883	98	176	35	141	
29	9,033	4,625	4,408	64	6,151	3,167	2,984	99	112	10	102	
30～34	45,292	23,571	21,721	65～69	33,440	17,093	16,347	100以上	213	21	192	
30	8,833	4,613	4,220	65	6,181	3,232	2,949	100	83	13	70	
31	9,130	4,774	4,356	66	6,342	3,267	3,075	101	47	4	43	
32	9,047	4,688	4,359	67	6,570	3,303	3,267	102	36	3	33	
33	8,874	4,569	4,305	68	6,880	3,570	3,310	103歳以上	47	1	46	
34	9,408	4,927	4,481	69	7,467	3,721	3,746	年齢不詳	0	0	0	

道路・鉄道の位置



特殊標章



- 特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすもの。
- (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
- (イ) 三角形の一角が垂直に上を向いていること。
- (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- 特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- 特殊標章の色については、オレンジ色地の部分は、オレンジ色(CMYK値:C-0,M-36,Y-100,K-0、RGB値:#FFA500)を、青色の正三角形の部分については青色(CMYK値:C-100,M-100,Y-0,K-0、RGB値:#0000FF)を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げない。

身分証明書

表面

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

【日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル)】

【赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン 様式4】

公用令書等の様式

別記様式第一

収 用 第 号	公 用 令 書	氏 名	住 所	
				第 81 条 第 2 項 第 81 条 第 4 項 第 183 条 にお 第 183 条 にお
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律				
いて準用する第 81 条 第 2 項の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 いて準用する第 81 条 第 4 項 (理由)				
年 月 日		処分権者 氏 名 印		

収用すべき物資の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第二

保 管 第 号	公 用 令 書	氏 名	住 所	
				第 81 条 第 3 項 第 81 条 第 4 項 第 183 条 にお 第 183 条 にお
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律				
いて準用する第 81 条 第 3 項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 いて準用する第 81 条 第 4 項 (理由)				
年 月 日		処分権者 氏 名 印		

保管すべき物資の種類	数 量	保 管 す べ き 場 所	保 管 す べ き 期 間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第三

使用第 号

公 用 令 書

氏 名

住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 82 条
第 183 条において準用す

る第 82 条の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。
(理由)

年 月 日

処分権者 氏 名

印

名 称	数量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第四

取消第 号

公 用 取 消 令 書

氏 名

住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 81 条 第 2 項
第 81 条 第 3 項
第 81 条 第 4 項
第 82 条
第 183 条にお
第 183 条にお
第 183 条にお
第 183 条にお

いて準用する第 81 条 第 2 項の規定に基づく公用令書 (年 月 日 第
いて準用する第 81 条 第 3 項
いて準用する第 81 条 第 4 項
いて準用する第 82 条
号) に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護の
ための措置に関する法律施行令第 16 条 の規定により、
第 52 条において準用する第 16 条
これを交付する。
(取り消した処分の内容)
年 月 日
処分権者 氏 名

印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

救援の程度及び方法の基準

令和2年4月1日現在

根拠法令		救援の種類		対 象	費用の限度額	備 考																											
	収容施設の供与	避難所	避難所の設置	避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは被害を受けるおそれのある者を収容するもの	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 330円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 2 福祉避難所を設置した場合は、通常の実費を加算																											
			長期避難住宅の設置	(収容する期間が長期にわたる場合、又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、収容可)	1 一戸あたりの規模 救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当り 5,714,000円以内 3 設置費 (基本額)1人1日当り 330円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 2 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 3 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 4 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可																											
		応急仮設住宅	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	1 一戸あたりの規模 救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当り 5,714,000円以内	1 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 2 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 3 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可																												
	炊き出しその他の食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事できない者 3 避難指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者	1人1日(3食)当り 1,160円以内	1 主食、副食及び燃料等経費 2 被災者が直ちに食することができる現物による																												
		飲料水の供給	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用																												
	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 季別、世帯区分により一世帯当たり下表の額の範囲内 2 季別は、夏季(4-9月)及び冬季とし、給与等日をもって決定	次の品目の範囲内で現物 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料																												
				<table><tr><th colspan="2">世帯人数</th><th>1人</th><th>2人</th><th>3人</th><th>4人</th><th>5人</th><th>6人以上 1人増すごとに加算</th></tr><tr><td rowspan="2">季別</td><td>夏</td><td>18,800円以内</td><td>24,200円以内</td><td>35,800円以内</td><td>42,800円以内</td><td>54,200円以内</td><td>7,900円以内</td></tr><tr><td>冬</td><td>31,200円以内</td><td>40,400円以内</td><td>56,200円以内</td><td>65,700円以内</td><td>82,700円以内</td><td>11,400円以内</td></tr></table>							世帯人数		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごとに加算	季別	夏	18,800円以内	24,200円以内	35,800円以内	42,800円以内	54,200円以内	7,900円以内	冬	31,200円以内	40,400円以内	56,200円以内	65,700円以内	82,700円以内	11,400円以内
				世帯人数		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごとに加算																						
季別	夏	18,800円以内	24,200円以内	35,800円以内	42,800円以内	54,200円以内	7,900円以内																										
	冬	31,200円以内	40,400円以内	56,200円以内	65,700円以内	82,700円以内	11,400円以内																										

根拠 法令	救援の種類		対 象	費用の限度額	備 考
	医療の 提供及び 助産	医療の 提供	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損医療器具 修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬額以内 3 施術所による場合 協定料金の額以内	○ 救護班における実施が原則 ○ 急迫時やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（マッサージ、はり等）における医療の実施可 ○ 次の範囲内で実施 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
		助産	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者	1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合 慣行料金の 80/100 以内の額	○ 次の範囲内で実施 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
	被災者の捜索 及び救出		避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合 で、次の者の捜索、救出 武力攻撃災害により 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
	埋葬及び火葬		武力攻撃災害の際死亡した者	一 体 当 り 大 人 215,200 円以内 小 人 172,000 円以内	○ 死体の応急的処理程度ものを行う ○ 原則として棺又は棺材の現物をもって行う ○ 次の範囲内で実施 1 棺（附属品を含む。） 2 埋葬又は火葬 （賃金職員等座上費を含む。） 3 骨つば又は骨箱
	電話その他の通 信設備の提供		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	○ 電話、インターネットその他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより実施 ○ 消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、設備設置費及び通信費
	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理		避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。	1 世帯当り 595,000 円以内	○ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して実施 ○ 現物をもって実施
	学用品の給与		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒、高等学校等生徒	1 教科書代 ○ 小学校児童・中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用するものを給与するための教材実費 ○ 高等学校等生徒 正規授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,500 円 中学校生徒 1人当たり 4,800 円 高等学校等生徒 1人当たり 5,200 円	○ 避難指示が長期間解除されない場合又は武力攻撃災害が長期間継続している場合は、必要に応じ再実施可 ○ 小学校児童 義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童 ○ 中学校生徒 義務教育の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒 ○ 高等学校等生徒 高等学校（定時・通信制含む。）、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門・専修・各種学校の生徒

根拠法令		救援の種類		対 象	費用の限度額	備 考
		死体の 搜索 及び 処理	死体の 搜索	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
			死体の 処理	武力攻撃災害の際死亡した者の、死体に関する処理（埋葬を除く。）	1 洗浄、縫合、消毒等 一体当り 3,500円以内 2 一時保存 ○一時収容の既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 一体当り 5,400円以内 ドライアイス購入費等必要時 当該地域の通常実費加算可 3 救護班以外による検案実施 当該地域の慣行料金の額以内	○ 次の範囲で実施 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の措置 2 死体の一時保存 3 検案（原則として救護班において実施）
		武力攻撃によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	障害物の除去	避難指示解除後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠かせない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では除去できない者	一世帯当り 137,900円以内	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
		救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費			当該地域における通常の実費	1 飲料水の供給 2 医療の提供及び助産 3 被災者の搜索、救出 4 死体の搜索、処理 5 救済用物資の整理配分

- この表は、国民保護法施行令第10条第1項に基づき、内閣総理大臣が定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）」（以下「救援の程度及び基準」という。）において示されている内容を整理したものである。
- 根拠法令欄のローマ数字は、国民保護法第75条第1項各号の号数を、○数字は国民保護法施行令第9条各号の号数を示している。
 - 上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準を定める。
 - 救援を実施する都道府県知事は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

参考

国民保護法第75条（救援の実施）

第3項 救援の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

国民保護法施行令第10条（救援の程度、方法及び期間）

第1項 法第75条第3項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第3条第1項の基準を勘案して、あらかじめ、内閣総理大臣が定める。

第2項 法第75条第3項に規定する救援の期間は、法第74条の規定による指示[救援の指示]があった日（法第75条第1項ただし書の場合[緊急を要し指示を待たずに救援を実施した場合]にあっては、その救援を開始した日）から内閣総理大臣が定める日までとする。

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

氏 名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外 の者からの照会に対する回答する ことへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

市町村名： 担当者名：

[illegible]

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「 国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「 負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「 現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ~ の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申 請 者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。 の 場合、理由を記入願います。）		被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 その他 （ ）
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	
	その他個人を識別するための情報	
申 請 者 の 確 認		
備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日	
殿	
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。	
避難住民に該当するか否かの別	
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	
被 照 会 者	氏 名
	フリガナ
	出生の年月日
	男 女 の 別
	住 所
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）
	その他個人を識別 するための情報
	現 在 の 居 所
	負傷又は疾病の状況 連絡先その他必要情報

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

被災情報の報告様式

年 月 日に発生した○○○による被害（第 報）

令和 年 月 日 時 分
江戸川区

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 江戸川区 (北緯 度、東経 度)

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人 的 被 害				住 家 被 害		その他
死 者	行方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概 況

. 国民保護関係名簿

江戸川区国民保護協議会委員名簿

(令和2年10月26日現在)

	職 名	区 分
1	江戸川区長	会 長
2	東京国道事務所長	第1号委員
3	荒川下流河川事務所長	〃
4	江戸川河川事務所長	〃
5	東京海上保安部次長	〃
6	陸上自衛隊第一普通科連隊第三中隊長	第2号委員
7	東京都第五建設事務所長	第3号委員
8	東京都江東治水事務所長	〃
9	水道局江戸川営業所長	〃
10	下水道局東部第二下水道事務所長	〃
11	交通局馬喰駅務管区長	〃
12	交通局江戸川自動車営業所長	〃
13	警視庁第七方面本部長	〃
14	小松川警察署長	〃
15	葛西警察署長	〃
16	小岩警察署長	〃
17	江戸川区 副区長	第4号委員
18	江戸川区 副区長	〃
19	江戸川区 教育長	第5号委員
20	東京消防庁第七消防方面本部長	〃
21	江戸川消防署長	〃
22	葛西消防署長	〃
23	小岩消防署長	〃
24	江戸川消防団長	〃
25	葛西消防団長	〃
26	小岩消防団長	〃
27	江戸川区 経営企画部長	第6号委員
28	〃 新庁舎・大型施設建設推進 室長	〃
29	〃 危機管理室長	〃
30	〃 総務部長	〃
31	〃 都市開発部長	〃

32	〃	環境部長	〃
33	〃	文化共育部長	〃
34	〃	生活振興部長	〃
35	〃	福祉部長	〃
36	〃	子ども家庭部長	〃
37	〃	健康部長	〃
38	〃	土木部長	〃
39	〃	区議会事務局長	〃
40	日本郵便(株)江戸川郵便局長		第7号委員
41	日本郵便(株)小岩郵便局長		〃
42	日本郵便(株)葛西郵便局長		〃
43	ＪＲ東日本新小岩保線技術センター所長		〃
44	東京電力パワーグリッド(株)江東支社長		〃
45	ＮＴＴ東日本 東京事業部東京東支店長		〃
46	東京ガス(株)東部支店長		〃
47	東日本高速道路(株)関東支社千葉管理事務所長		〃
48	首都高速道路(株)東京東局土木保全部長		〃
49	(一社)江戸川区医師会長		〃
50	(一社)東京都トラック協会 江戸川支部長		〃
51	東京地下鉄(株)浦安駅務管区長		〃
52	京成電鉄(株)京成高砂駅長		〃
53	江戸川区議会	議長	第8号委員
54	〃	副議長	〃
55	〃	総務委員長	〃
56	〃	生活振興環境委員長	〃
57	〃	福祉健康委員長	〃
58	〃	文教委員長	〃
59	〃	建設委員長	〃
60	小松川平井地区連合町会長		〃
61	松江地区連合町会長		〃
62	一之江地区町会連合会長		〃
63	葛西地区自治会連合会長		〃
64	小岩自治会連合会長		〃
65	瑞江地区連合町会長		〃

66	篠崎地区連合町会長	〃
67	鹿骨地区自治会連合会長	〃
68	(福)江戸川区社会福祉協議会会長	〃
69	(公財)えどがわボランティアセンター理事長	〃
70	(株)エフエム江戸川代表取締役社長	〃
71	(株)ジェイコムイースト江戸川局長	〃
72	東京大学大学院情報学環特任教授	〃

第〇号委員：国民保護法第 40 条第 4 項各号に規定

《参 考》

用 語 集

用 語 集

【 あ 行 】

用 語	説 明
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素をいう。 被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺（ヨウ素が濃集しやすい。）をヨウ素で飽和しておくと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる。
e - ラーニング	パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システム。インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能。

【 か 行 】

用 語	説 明
緊急情報ネットワークシステム（通称：Em-Net（エムネット））	内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行政ネットワーク「L G W A N」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

【 さ 行 】

用 語	説 明
サーベイランス	疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。
災害拠点病院	通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の実務に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重傷者の医療を行う病院。
指定行政機関	政令で定める次の機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、

	林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省 （国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第4号）
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定められている。 （国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第6号）
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で、政令で定められている。 （国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第5号）
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。（国民保護法第2条第2項）
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に、町会や自治会などを主体に結成されている地域の防災活動を担う組織をいう。
事態認定	政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。
ジュネーヴ諸条約	1949年のジュネーヴ諸条約（ジュネーヴ四条約）のこと。 武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした以下の4条約の総称。日本は、1953年4月21日に加入した。 ・陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 ・海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約 ・捕虜の待遇に関する第3条約 ・文民の保護に関する第4条約

生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。
全国瞬時警報システム（通称：Ｊ－ＡＬＥＲＴ（Ｊアラート））	弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。

【 た 行 】

用 語	説 明
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
第一追加議定書	第２次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展などにより、武力紛争の形態が多様化したことに対応するため、ジュネーヴ条約を補完・拡充するジュネーヴ条約追加議定書の一つで、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用される。 追加議定書には、このほかに締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される「第二追加議定書」がある。 これらは、１９７７年に作成されており、日本の加入は２００４年８月３１日（２００５年２月２８日発効）。
東京ＤＭＡＴ	大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場へ出場し、消防隊等と連携して多数傷病者等に対して救命処置等の活動を行う災害医療派遣チーム。
トリアージ	発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

【 な 行 】

用 語	説 明
(公財)日本中毒情報センター	化学物質の成分によって起こる急性中毒について、その治療に必要な情報の収集、整備及び問い合わせに対する情報提供等を行い、我が国の医療の向上を図ることを目的とした財団法人。

【 は 行 】

用 語	説 明
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。

【 や 行 】

用 語	説 明
要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。

資料：東京都国民保護計画

NBC 災害対応ハンドブック（日本赤十字社）

江戸川区国民保護計画（令和 2 年度修正）

令和 3 年 2 月発行

初 版 平成 19 年 3 月発行

平成 20 年度修正 平成 21 年 3 月発行

平成 27 年度修正 平成 27 年 9 月発行

編集発行 江戸川区危機管理室防災危機管理課

〒132-8501 東京都江戸川区中央一丁目 4 番 1 号

電話 03（3652）1151（代表）